

2017年6月9日 全11頁

IRRBB、コア預金の最長満期の開示が必要に

【BCBS】銀行勘定の金利リスク、現行のアウトライヤー規制の強化へ

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2016年4月21日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、最終文書「銀行勘定の金利リスク」（最終文書）を公表している。
- 最終文書は、バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク（IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book）の取扱いを見直すものである。
- 最終文書は、IRRBBの取扱いについて、「第一の柱」で資本賦課の対象とする案（1柱案）ではなく、現行のアウトライヤー規制（2004年ガイドライン）を強化する案（2柱案）を採用している。
- 最終文書は、内部モデルの当局承認は求めている。また、内部モデルの内容そのものも問っていない。それは銀行側に裁量を委ねている。問うのは、内部モデルのガバナンス（内部監査やストレステストを含む）である。もっとも、内部モデルを採用する場合でも、一定の仕様が定められている。それは、経済価値ベース・期間収益ベースの双方で計測することと、金利ショックシナリオ（及びストレステストシナリオ）の指定である。
- アウトライヤー銀行と特定されるアウトライヤー比率の基準値（アウトライヤー基準値）は、2004年ガイドラインの「自己資本（Tier 1+Tier 2）の20%」から「Tier 1の15%」に厳格化されている。もっとも、最終文書では、各国の監督当局に追加的な基準の設定を認めている。追加的な基準の一例としては、「資本バッファと金利リスク量の対比」を挙げている。
- 最終文書で重要なポイントの一つに、コア預金の平均満期と最長満期の両方の開示が求められる点が挙げられる。これにより、銀行ごとのコア預金の取扱いの特徴が分かりやすくなる仕組みとなっている。
- 最終文書は、2018年から適用される。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. IRRBB とは	2
■ 3. 検討経緯及び結果	3
■ 4. 最終文書の概要	3
■ 5. おわりに	11

1. はじめに

2016年4月21日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、最終文書「銀行勘定の金利リスク」（以下、「最終文書」）を公表している¹。

最終文書は、バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク（IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book）の取扱いを見直すものである。

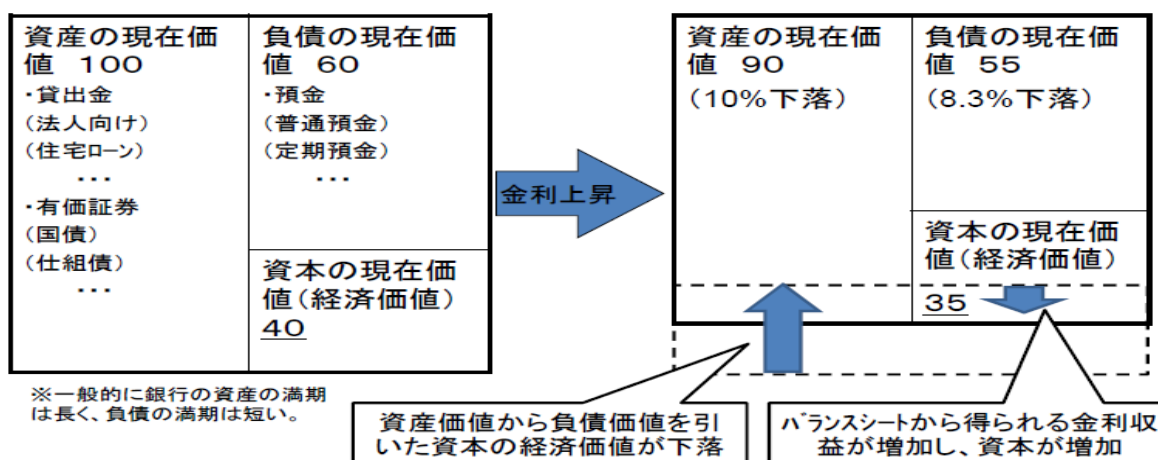
本稿では、最終文書の概要を簡潔に紹介する。

2. IRRBB とは

「銀行における業務は、貸出や預金を中心とした取引を経理する銀行勘定と、金利等の変動による短期的な売買差益の確保を目的に行う取引を経理するトレーディング勘定に分類される」²。

銀行勘定では、基本的に長期保有を前提とする資産を取り扱っている。IRRBB とは、金利水準の変動により、銀行勘定の資産や負債の経済価値あるいは収益が変動することにより生じるリスクをいう（図表1参照）。

図表1 金利上昇が銀行のバランスシートに与える影響（典型的な事例）



(出所) 金融庁／日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『銀行勘定の金利リスク』の概要」

¹ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p160421.htm>)

² 金融庁／日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『銀行勘定の金利リスク』の概要」(<http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20150609-1/02.pdf>)

3. 検討経緯及び結果

現行のバーゼル規制上、IRRBB は、「第一の柱」（最低自己資本比率規制）における計算式の分母に算入する必要がない。すなわち、資本賦課の対象となっていない。「第二の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）における「アウトライヤー規制」³の対象となるにとどまる（以下、こうした取扱いを定めている現行ルールを「2004年ガイドライン」⁴という）。

こうした取扱いは、トレーディング勘定の金利リスクが「第一の柱」で資本賦課の対象となっていることと対照的である。BCBS は、先般の金融危機以降、両勘定の境界に関する規制裁定を懸念しており、その見直しを実施している⁵。

また、BCBS は、多くの国・地域における今日の歴史的な低金利環境にかんがみ、金利の変化による損失を補うため、銀行が適切な資本を確保することを促進する必要があると考えている。

こうした背景から、BCBS は、IRRBB の問題の検討を 2013 年春に開始している⁶。

2015 年 6 月から同年 9 月には、IRRBB の取扱いについて、「第一の柱」で資本賦課の対象とする案（以下、「1 柱案」）と、2004 年ガイドラインを強化する案（以下、「2 柱案」）の両論併記で市中協議（パブリックコメント募集）を実施している⁷。

市中協議の結果、最終文書は、2 柱案を採用している。

なお、最終文書は、銀行の国債保有のみに焦点を当てたものではない。銀行勘定の資産については、国債等の債券保有のみならず、貸出金等も対象となる点に留意されたい。

4. 最終文書の概要

(1) 2004 年ガイドラインからの主な変更点

最終文書では、主に以下の点が 2004 年ガイドラインから強化されている。

³ アウトライヤー規制とは、金利リスク量が自己資本の 20%を超える銀行（アウトライヤー銀行）の自己資本の適切性について、監督当局が「特に注意を払う」とする監督体制をいう。アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に資本賦課が求められるわけではない。

⁴ BCBS が 2004 年 7 月に公表した「金利リスクの管理と監督のための諸原則」（Principles for the Management and Supervision of Interest Rate Risk）をいう。

⁵ トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直しについては、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼル委、マーケット・リスクの改定（速報版）」（鈴木利光）[2016 年 1 月 20 日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160120_010541.html

⁶ 金融庁と日本銀行は、この検討が銀行の国債保有に焦点を当てたものではない旨強調している。

⁷ IRRBB の市中協議の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「銀行勘定の金利リスク、両論併記で意見募集」（鈴木利光）[2015 年 6 月 15 日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150615_009824.html

【最終文書：2004年ガイドラインからの主な変更点】

- **銀行の IRRBB 管理プロセスにおいて求められる詳細なガイダンス：** 銀行が IRRBB を計測する際に考慮する金利ショックやストレスシナリオの設定、及び顧客行動やモデルに係る主要な前提等の分野において、銀行に期待される内容を明確化している。
- **開示基準の強化：** IRRBB 計測や管理における一貫性、透明性、比較可能性を促進するため、開示基準を強化している。この要件には、共通金利ショックシナリオに基づく、IRRBB 計測値の定量的開示も含まれる。
- **IRRBB 計測に係る標準的手法の改訂：** IRRBB 計測に係る標準的手法を改訂しており、当局の判断で銀行に使用を義務付けることができるほか、銀行の判断で使用を選択できる。
- **アウトライヤー銀行の特定のための閾値設定の強化：** アウトライヤー銀行を特定するための閾値は、銀行の総資本の 20% から銀行の Tier 1 資本の 15% に強化されている。また、IRRBB エクスポージャーの計測においては、複数の金利ショックシナリオ下での経済的価値変化額のうち最大値が用いられる。

(出所) 金融庁によるプレス・リリース仮訳より大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 12 の原則

最終文書は、IRRBB の取扱いについて、2004 年ガイドラインを強化すべく、以下の 12 の原則を定めている (図表 2)。

図表 2 最終文書： 12 の原則 (概略)

銀行向け原則	
原則 1	IRRBB はすべての銀行にとって重要なリスクであり、特定・計測・モニタリング・管理されるべき。加えて、銀行は、CSRBB (Credit Spread Risk in the Banking Book) をモニタリングし、評価すべきである。
原則 2	取締役会が IRRBB 管理の枠組み及び IRRBB に対するリスクアペタイトの監督に責任を持つ。IRRBB のモニタリングと管理については、シニアマネジメント、専門家又は ALM 委員会に委任することができる。銀行は、システムの実効性に係る定期的な独立したレビューや評価を伴う、適切な IRRBB 管理の枠組みを形成する。
原則 3	IRRBB に対するリスクアペタイトは、経済価値・期間収益の双方へのリスクの観点から決定されるべきである。銀行は、IRRBB のエクスポージャーをそのリスクアペタイトに整合させることを目的とするリミット・ポリシーを採用する。
原則 4	IRRBB の計測は、経済価値ベース・期間収益ベースの双方で、幅広い適切なレンジの金利ショックシナリオ及びストレスシナリオの結果に基づき行うべき。
原則 5	IRRBB の計測にあたって、行動オプションや内部モデルに関する重要な前提条件は、完全に理解され、概念的に理にかなっており、文書化されるとともに、(妥当性を) 綿密にテストされ、銀行のビジネス戦略と整合的であるべき。
原則 6	IRRBB の計測システムやモデルは正確なデータに基づくとともに、適切に文書化・テスト・管理されるべき。モデルは包括的であり、かつガバナンスプロセス (開発プロセスとは独立した機能検証を含む) の対象とされるべき。
原則 7	IRRBB の計測結果やヘッジ戦略は、適宜のレベル (連結・単体、通貨等) で集計した上で、取締役会やその委任を受けた者に定期的に報告されるべき。
原則 8	IRRBB のエクスポージャー・レベルや、IRRBB の計測・管理の方法は、定期的に開示する。
原則 9	IRRBB に係る適切な自己資本は、リスクアペタイトに沿って、(取締役会から承認された) 「自己資本の充実度の評価」 (ICAAP: Internal Capital Adequacy Assessment Process) の一環とし

	て考慮する。
監督当局向け原則	
原則 10	監督当局は、IRRBB に係る十分なデータを定期的に収集し、銀行の IRRBB エクスポージャーのトレンド分析、IRRBB 管理の健全性の評価、アウトライヤー銀行の特定に用いるべきである。
原則 11	監督当局は、銀行の IRRBB、銀行による IRRBB の特定、計測、モニタリング及び管理の有効性について、定期的に評価すべきである。監督当局は、このような評価を行うための専門家を雇用すべきである。監督当局は、銀行の IRRBB エクスポージャーの監督に関して、他の法域の監督当局と協力・情報共有すべきである。
原則 12	監督当局は、アウトライヤー銀行を特定する基準を公表する。アウトライヤー銀行は潜在的に過度の IRRBB を有しているとみなされる。銀行の IRRBB エクスポージャーのレビューにより管理の不十分性や過度のリスクが認められる場合、監督当局は IRRBB エクスポージャーの削減措置及び／又は追加的な資本賦課を求める。

(出所) 最終文書及び全銀協事務局仮訳案「基準文書 銀行勘定の金利リスク」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 最終文書と 2004 年ガイドラインの比較

最終文書と 2004 年ガイドラインの内容を比較すると、図表 3 のようになる。

図表 3 最終文書と 2004 年ガイドラインの比較

		最終文書	現行 (2004年ガイドライン)
ショック シナリオ (注1)	形状	6シナリオ (パラレル上・下、スティーブ、フラット、短期上・下)	2シナリオ (パラレル上・下)
	ショック幅	円100bp、米ドル・ユーロ200bp、 英ポンド250bp (通貨ごとに設定)	200bp又は過去5年の1%/99%タイル値
監督上の基準値 (アウトライヤー比率)		Tier 1の15% 各国当局が追加的な基準を設定可能 (注2)	Tier 1 + Tier 2の20%
監督上の対応		<ul style="list-style-type: none"> 監督上の基準値を超えた銀行が、過大な金利リスクを抱えていないか、当局がレビューを実施。 レビューの結果も踏まえ、金利リスクテイクやリスク管理等に問題がある場合には、少なくとも次のうちの1つの措置を採るよう求めなければならない。 ①リスクの削減、②資本増強、③内部モデルのパラメーター制限、④リスク管理向上 	<ul style="list-style-type: none"> 基準値を超えた銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払わなければならない。 銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断される場合には、①リスクの削減、②資本増強、または、③両者の組み合わせ、を求める是正措置を検討すべき。
開示		<ul style="list-style-type: none"> 定性的開示：リスク管理方針等 定量的開示： <ul style="list-style-type: none"> 経済価値 (6シナリオ毎) 及び期間収益の変動額を Tier 1の額と対比する形で開示 コア預金の平均・最長満期 	<ul style="list-style-type: none"> 定性的開示：リスク管理方針等 定量的開示：経済価値又は期間収益の変動額 (アウトライヤー比率は非開示)
ピアレビュー		・監督当局間で協力および情報交換	(記載なし)

(注 1) アウトライヤー比率や開示における金利リスク量計測には内部モデルの使用が認められているが、その場合でも 6 つのシナリオ、円 100bp 等のショック幅の使用は義務付けられる。

(注 2) 例えば、規制資本を上回る剰剰額 (資本バッファ) と金利リスク量の対比など。

(出所) 金融庁総務企画局参事官 白川俊介「国際金融規制 (バーゼル規制の最近の動向)」(2016 年 6 月 13 日)

(4) IRRBB の種類と CSRBB

IRRBB は、「ギャップ・リスク」、「ベースス・リスク」、「オプション・リスク」の3つに分類される（図表4）。

図表4 IRRBB の種類

IRRBB の種類	
a. ギャップ・リスク	
➤	銀行勘定の金融商品の期間構造 (term structure)、すなわち運用・調達の支払いタイミングのギャップ (典型的には、短期調達・長期運用) から生じるリスク、及び金融商品の金利改定のタイミングから生じるリスク
➤	ギャップ・リスクの程度は、金利の期間構造の変化が、イールド・カーブに沿って整合的に生じているのか (パラレル・リスク)、又は期間ごとに別個に生じているのか (非パラレル・リスク)、という点に依拠
b. ベースス・リスク	
➤	期間 (tenor) は類似していながら異なる金利指標を用いて価格が決定される金融商品における金利変更の影響
c. オプション・リスク	
➤	オプション取引におけるデリバティブのポジション又は銀行の資産、負債及び／又はオフバランス・シート項目に組み込まれているオプション性のうち、銀行又は顧客がキャッシュフローの水準及びタイミングを変更できるものから生じるリスク
➤	「自動オプション・リスク」と「行動オプション・リスク」に分類可
✓	自動オプション・リスク ： 上場・店頭オプション、キャップ付変動金利ローン等、契約条件に明示的にオプションが組み込まれており、オプション保有者がその金銭的利益からオプションを行使することがほぼ確実な商品から生じるリスク
✓	行動オプション・リスク ： オプション行使の選択肢が黙示的に、又は (明示的に) 契約条件に組み込まれており、金利変動が顧客の行動に影響を及ぼす可能性のある商品 (例：期限前返済オプション付ローン、早期解約オプション付定期預金等) から生じるリスク

(出所) 最終文書及び全銀協事務局仮訳案「基準文書 銀行勘定の金利リスク」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

上記3つは、IRRBB に直接結びついているリスクである。

これに対して、CSRBB (Credit Spread Risk in the Banking Book) は、銀行が各自の金利リスク管理の枠組みでモニタリング及び評価しなければならない関連リスクである。CSRBB は、あらゆる信用リスク性商品の資産・負債に係るスプレッド・リスクのうち、IRRBB、クレジット・デフォルト・リスク及びジャンプ・トゥ・デフォルト・リスクによっては説明不可能なものをいう。

最終文書は、主に IRRBB の管理枠組みについて定めている。もっとも、CSRBB についても、そのモニタリングと評価を求めている (図表2、原則1 (p.4) 参照)⁸。

(5) IRRBB の計測方法

最終文書は、IRRBB の計測方法として、2004 年ガイドラインと同様に、内部モデル (IMS:

⁸ ギャップ・リスク、ベースス・リスク、オプション・リスクの3つを IRRBB 管理枠組みの対象とする点は、2004 年ガイドラインと同様である。もっとも、CSRBB についてもモニタリングと評価を明示的に求めている点は、2004 年ガイドラインからの変更点といえる。

Internal Measurement System) と標準的手法 (standardised framework)、いずれかの採用を認めている。

① 内部モデル

最終文書は、内部モデルの当局承認は求めている。また、内部モデルの内容そのものも問うていない。それは銀行側の裁量に委ねている。問うのは、内部モデルのガバナンス (内部監査やストレステストを含む) である。

もっとも、内部モデルを採用する場合でも、一定の仕様が定められている。それは、経済価値ベース・期間収益ベースの両方で計測することと、金利ショックシナリオ (及びストレステストシナリオ) の指定である (図表 2、原則 4 (p. 4) 参照)。

「経済価値ベース・期間収益ベースの両方で計測」というのは、経済価値の変動 (ΔEVE : changes in Economic Value of Equity) と期間収益の変動 (ΔNII : changes in Net Interest Income) の両方における IRRBB を計測することをいう。

経済価値ベースの IRRBB を計測する場合、金利ショックシナリオは、次の 6 つの形状を全て用いなければならない。

【金利ショックシナリオの形状】

- (i). パラレル上 (平行シフト上方)
- (ii). パラレル下 (平行シフト下方)
- (iii). スティープ化 (短期金利低下+長期金利上昇)
- (iv). フラット化 (短期金利上昇+長期金利低下)
- (v). 短期金利上昇
- (vi). 短期金利低下

(出所) 最終文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

これに対して、期間収益ベースの IRRBB を計測する場合、金利ショックシナリオは、上記 (i) (ii) の「パラレル上下」のみで足りる。

金利ショックシナリオは、通貨毎に適用される。各通貨のショック幅は、図表 5 のように指定されている。

図表5 金利ショックシナリオ：各通貨のショック幅

(単位) bp

	アルゼンチン ペソ	オーストラリア ドル	ブラジル レアル	カナダ ドル	スイス フラン	中国 人民元	ユーロ
パラレル	400	300	400	200	100	250	200
短期	500	450	500	300	150	300	250
長期	300	200	300	150	100	150	100
	英国 ポンド	香港 ドル	インドネシア ルピア	インド ルピー	日本 円	韓国 ウォン	メキシコ ペソ
パラレル	250	200	400	400	100	300	400
短期	300	250	500	500	100	400	500
長期	150	100	350	300	100	200	300
	ロシア ルーブル	サウジアラビア リヤル	スウェーデン クローナ	シンガポール ドル	トルコ リラ	米国 ドル	南アフリカ ランド
パラレル	400	200	200	150	400	200	400
短期	500	300	300	200	500	300	500
長期	300	150	150	100	300	150	300

(注) 各通貨のショック幅は、一定期間（例えば5年）毎に見直される。

(出所) 最終文書、Annex 2、Table 1 より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、最終文書は、内部モデル構築の前提として、金利ショックシナリオ（及びストレスシナリオ）のみならず、行動オプション・リスク（図表4（p.6）参照）を織り込むことを求めている（図表2、原則5（p.4）参照）。行動オプション・リスクの考慮要素は、図表6のとおりである。

図表6 行動オプション・リスクの考慮要素

商品	行動オプションの行使に影響を及ぼす要素
期限前返済オプション付 固定金利ローン	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸出額、LTV (Loan-To-Value ratio)、債務者特性、契約金利、経過年数に応じたデフォルト率の変化（シーズニング）、地理的所在地、当初満期・残存期間、その他のヒストリカル要因 ✓ 株価指数、失業率、GDP、インフレ率、住宅価格指標その他のマクロ経済変数
固定金利による ローン・コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 債務者特性、地理的所在地（競争環境や各国の手数料慣行を含む）、顧客との関係、コミットメントの残存期間、シーズニング、住宅ローンの残存期間
早期解約オプション付定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金額、預金者特性、資金調達チャネル（例 直接またはブローカー経由の預金）、契約金利、季節変動要因、地理的所在地、競争環境、残存期間、その他のヒストリカル要因 ✓ 株価指数、失業率、GDP、インフレ率、住宅価格指標その他のマクロ経済変数
コア預金 ^(注) を含む流動性預金 (NMD: Non-Maturity Deposits)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場金利の変動に対する商品金利の感応度、現時点の金利水準、銀行レートと市場レートのスプレッド、他の銀行との競争環境、銀行の地理的所在地、人口動態その他の顧客ベース特性

(注) 流動性預金（NMD）のうち、実態としては引き出されることなく長期間滞留する預金

(出所) 最終文書及び全銀協事務局仮訳案「基準文書 銀行勘定の金利リスク」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

② 標準的手法

銀行は、IRRBB 計測の手法として、内部モデルを構築せずとも、最終文書の定める標準的手法を採用することが可能である⁹。

本稿ではその概要の説明は割愛するが、標準的手法が定める一連のパラメーターは、たとえばコア預金（流動性預金（NMD）のうち、実態としては引き出されることなく長期間滞留する預金をいう。一般に、コア預金の満期が長いほど、金利リスク量が小さくなる）の割合や平均満期に上限が設けられている等、厳格なものとなっており、これを自ら採用する銀行があるとは考え難い。

しかし、最終文書は、監督当局に対し、銀行の内部モデルに欠陥ありと判断した場合、標準的手法の採用を義務付ける権限を付与している。そうしたことから、監督当局の関心が、内部モデルのバックテストに集まるであろうことは、想像に難くない（図表 2、原則 6（p. 4）参照）。

(6) アウトライヤー基準値

最終文書では、アウトライヤー銀行と特定されるアウトライヤー比率の基準値（以下、「アウトライヤー基準値」）を、「Tier 1 資本額の 15%」としている。これを「自己資本（Tier 1 + Tier 2）の 20%」としている 2004 年ガイドラインと比較すると、厳格化していることが明らかである。

もっとも、最終文書は、各国の監督当局に対し、追加的なアウトライヤー基準値の導入を認めている。追加的なアウトライヤー基準値の例として、資本バッファ（Common Equity Tier 1 (CET1) capital, amount by which regulatory capital exceeds the bank's minimum requirements）と金利リスク量の対比が挙げられている¹⁰。

(7) アウトライヤー銀行に該当した場合の監督上の対応

繰り返しになるが、最終文書は 2 柱案であるため、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に資本賦課が求められるわけではない。

もっとも、監督当局は、アウトライヤー銀行が過大な金利リスクを抱えていないかをレビューする。監督当局は、そのレビューの結果も踏まえ、IRRBB 管理等に問題があるという結論に至った場合、少なくとも次の措置のいずれかを実施する旨求める（図表 2、原則 12（p. 5）参照）。

⁹ 標準的手法は、経済価値ベースの IRRBB 計測のみを想定しており、期間収益ベースの IRRBB 計測については想定していない。

¹⁰ 最終文書は、追加的なアウトライヤー基準値を導入するとしても、「Tier 1 資本の 15%」と同等の厳格さを求めている。

【過大な IRRBB を抱えるアウトライヤー銀行： 監督上の対応】

- IRRBB エクスపోージャーの削減（ヘッジ等による）
- 資本増強
- 内部モデルのパラメーター制限
- リスク管理枠組みの改善

（出所）最終文書及び全銀協事務局仮訳案「基準文書 銀行勘定の金利リスク」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

(8) IRRBB の開示項目

最終文書は、IRRBB のデータを年次で開示することを求めている（図表 2、原則 8 (p. 4) 参照）。

IRRBB のリスク管理方針に係る開示項目は、図表 7 のとおりである。

図表 7 IRRBB のリスク管理方針に係る開示項目

定性的開示項目 <small>(注)</small>	
a.	リスク管理・計測を目的とした IRRBB の定義
b.	IRRBB の管理とリスク削減戦略に関する全般的な説明（例 設定したリミットに照らした経済価値・期間収益のモニタリング、ヘッジ実務、ストレステストの実施と結果分析、独立監査の役割、ALM 委員会の役割・活動、内部モデルの検証、市場環境の変化に対応した適時のアップデート）
c.	IRRBB の計測頻度、IRRBB の感応度調整のために用いる特定の計測値に関する説明
d.	Δ EVE と Δ NII の推計のために用いる金利ショックおよびストレスシナリオの説明
e.	内部管理目的の内部モデルの重要な前提が、開示目的の内部モデルの前提と異なる場合、それぞれの前提の根拠（例 ヒストリカルデータ、公表済みのリサーチ、経営判断、分析）の説明
f.	IRRBB のヘッジ手法及び関連する会計処理の概要の説明
g.	Δ EVE と Δ NII の計測に用いられる内部モデルの重要な前提（パラメーター等）の説明 ✓ Δ EVE については、コマーシャル・マージン及びその他のスプレッドが算定に用いられたキャッシュフローと割引率に含まれているか否か ✓ コア預金を含む流動性預金（NMD）の平均満期をどのように決定したか（平均満期の評価に影響を与える商品に固有の特徴を含む） ✓ ローンの期限前返済率及び／又は定期預金の早期解約率、その他重要な前提の推計に用いられる手法 ✓ 開示された Δ EVE と Δ NII に重要な影響を及ぼすその他の前提（IRRBB 計測には用いられなかった行動オプション性商品のための前提を含む）と、これらの前提が重要と考える理由 ✓ 複数通貨の集計方法、異なる通貨間の重要な金利相関
定量的開示項目	
1.	コア預金を含む流動性預金（NMD）の平均満期
2.	コア預金を含む流動性預金（NMD）の最長満期

（注）定量的開示項目は、1 年間における日次又は月次の平均データ、若しくは報告日時点のデータに基づく。

（出所）最終文書、Table A 及び全銀協事務局仮訳案「基準文書 銀行勘定の金利リスク」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

また、最終文書は、図表 7 の開示項目に加えて、金利ショックシナリオ毎の金利リスク量（二期分）の開示を求めている（図表 8）。

図表 8 金利リスク量の開示様式

報告通貨	△EVE		△NII	
	T	T-1	T	T-1
期間				
パラレル上（平行シフト上方）				
パラレル下（平行シフト下方）				
スティープ化（短期金利低下+長期金利上昇）				
フラット化（短期金利上昇+長期金利低下）				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値				
期間	T		T-1	
Tier 1資本				

（出所）最終文書、Table B を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、市中協議の 2 柱案では、内部モデルの採用を認めつつ、標準的手法に基づく金利リスク量の開示をも求めていた。最終文書は、そこまでは求めていない。

5. おわりに

以上が、最終文書の概要である。

1 柱案ではなく 2 柱案が採用されたこと、そして標準的手法に基づく金利リスク量の開示までは求められないことから、銀行にとっては歓迎すべき内容であり、「軟着陸」と言えるだろう。また、アウトライヤー基準値についても、追加的な基準が設定されるのであれば、過度に厳しいものとはならないだろう。

もともと、最終文書は、コア預金の平均満期と最長満期の双方の開示を求めている（図表 7（p. 10）参照）。これにより、銀行ごとのコア預金の取扱いの特徴が分かりやすくなる仕組みとなっている。

最終文書は、2018 年から適用される¹¹。

なお、最終文書は、国際統一基準行を適用対象としている。わが国の監督当局が最終文書を国内基準行にも適用するか否かについては、また別の議論が必要になるろう。

以上

¹¹ 12 月決算の銀行の場合、最初の IRRBB の開示は、2017 年 12 月 31 日時点の情報に基づいて行われる。